

啓明

FUJII LAW OFFICE

MONTHLY INFORMATION



藤井正大法律事務所

- 弁護士 藤井正大 (fm24-5-7@x.age.ne.jp)
- 弁護士 堀大助 (hori@hey.ne.jp)
- 弁護士 山口枝見子 (emiko@age.fm)

〒604-0866

京都市中京区西替町通丸太町下ル 船越デカビル2F

TEL.075-255-6005 / FAX.075-255-4508

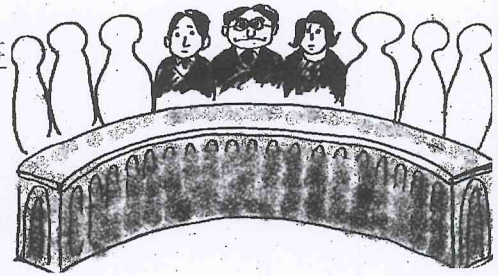
*本書は当事務所ゆかりの方々に最近の身近な法律問題についての情報を提供するものです。
*お近くに配信ご希望の方がおられたら、どうぞお知らせください（メール配信も可能です）。

No.16(H22.7.1) 裁判所から裁判員裁判の呼出状が届いた。どんな場合に辞退って出来るの？

A 資格と制限（そもそも裁判員になれない人）

裁判員裁判に関する事項は、「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」や、それを受けた政令などに詳しく規定されています。

衆議院議員の選挙権を有する人であれば、裁判員になる可能性があります（法13条）が、以下の事由がある人は、裁判員になることが出来ません。



- ・欠格事由（法14条）…成年被後見人、禁固以上の刑に処せられた人、心身の故障の著しい人など。
- ・就職禁止事由（法15条）…一定の国家公務員、法律関係者、警察官・自衛官、地方自治体の首長、逮捕・勾留中の人など。
- ・事件に関する不適格事由（法17条）…被告人・被害者の関係者、事件関係者など。
- ・その他の事由（法18条）…不公平な裁判をするおそれがあると裁判所が認めた人。

★ 辞退事由

以下の事由に該当する人は、辞退の申出をすることが出来ます（法16条）。

- ・法16条1～7号の事由…70歳以上の人、学生、一定の期間内に裁判員であった人
・裁判員候補者として裁判所に出頭した人など。
- ・法16条8号や、政令に定める事由…重い病気の人、介護や養育、入通院の付添いを必要とする人がいる人、事業に著しい支障が出る立場にある人、父母の葬儀などに出席する必要がある人、妊娠中や出産直後の人、出産等に立ち会う必要がある人、遠隔地で出頭が困難な人、裁判員の職務を行うことで精神上・身体上重大な不利益を被る人など。

☆ 辞退申出をした場合

辞退事由が認められることが明らかだと裁判所が判断すれば、裁判所に出頭しなくても辞退が認められる場合があります。そうでない場合、裁判所に出頭し、裁判官と面談の上、辞退が認められるかが判断されます。

※ 裁判員経験者の多くが有意義な経験だったと述べています。やむなく辞退を希望する場合は、辞退事由を具体的に説明しましょう。

（次回の話題）

成年後見人という制度があると聞きましたが、こういった制度でしょうか？

（H22.8.1 予定）